

# 春日部市「庄和大凧文化保存会」会則

## 第1章 総 則

### 第1条 (名 称)

本会は春日部市「庄和大凧文化保存会」と称する。

### 第2条 (事 務 所)

本会の事務所は会長宅内に置く。

### 第3条 (目 的)

本会は伝統ある春日部市庄和大凧文化の保存及び大凧揚げ祭り発展に寄与することを目的とする。

### 第4条 (事 業)

本会は第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 大凧揚げ祭りの実施、宣伝及び紹介に関する事業。
- (2) 凧製作の指導監督に関する事業。
- (3) 関係機関との連絡調整に関する事業。
- (4) 凧製作技術者の育成に関する事業。
- (5) その他、本会の目的を達成するための事業。

## 第2章 会 員

### 第5条 (会員の資格)

本会の正会員は春日部市に居住又は勤務し、本会の目的に賛同する者、及び役員会の承認を得て会長が委嘱した賛助会員とする。

### 第6条 (入 会)

本会に入会しようとする者は、入会申込書を会長に提出する。

### 第7条 (会 費)

会費は総会において、別に定める会費を納入しなければならない。

### 第8条 (会員の権利)

本会の会員はこの会則に定める他、本会の目的を達成するために必要なすべての事業に参加する権利を保有する。

### 第9条 (会員の義務)

会員はこの会則に定める他、会則その他の規定を遵守し、本会の目的を達成するために必要な義務を担う。

### 第10条 (会員資格の喪失)

本会の会員は次の各号の一つに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 第2章第5条(会員の資格)を失った時。
- (2) 会員が退会の希望があり、役員会で承認した時。
- (3) 会員が死亡した時。
- (4) 会員が除名された時。

### 第11条 (退 会)

会員は退会しようとする時は、退会届を会長に提出しなければならない。

### 第12条 (除 名)

1 本会の会員は次の各号の一つに該当するときは、役員会においてその会員の除名をすることが出来る。

- (1) 本会の目的遂行に反する行為をした時。

- (2) 本会の秩序を乱す行為をした時。
- (3) 会費納入義務を履行しない時。
- 2 前項の規定により、会員を除名しようとする時は当該会員にあらかじめ通知すると共に、除名の決議を行う役員会において弁明の機会を与えなければならない。

#### 第13条 (会費の不返還)

資格を喪失した会員がすでに納入した会費は返還しない。

### 第3章 役員

#### 第14条 (役員の種類及び定数)

本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名
- (3) 幹事 10名までとする。
- (4) 理事長 1名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 会計 1名
- (7) 監査 2名
- (8) 顧問 若干名(該当する者がいない時は除く)

#### 第15条 (役員を選任)

役員を選任方法は次のとおりとする。

- (1) 会長は全会員のうちより選出し、総会において選任される。
- (2) 副会長、幹事、会計、監査、事務局長は会長が委嘱し総会において承認される。
- (3) 理事長は理事会で選出する。
- (4) 顧問は役員会に諮り会長が委嘱する。

#### 第16条 (役員職務)

- (1) 会長は本会を代表し会務を総理する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- (3) 幹事は各々の定められた立場において、職務を執行する。
- (4) 事務局長は本会の総合的事務を行う。
- (5) 理事長は理事会を掌握し、大風揚げ祭りの実施に関する職務を行う。
- (6) 会計は本会の会計に関する職務を行う。
- (7) 監査は会計を監査する。

#### 第17条 (役員任期)

- (1) 役員任期は2年とし、8月1日から翌々年7月31日までとする。但し、再任を妨げない。
- (2) 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- (3) 役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

### 第4章 総会

#### 第18条 (総会種別)

本会の総会は通常総会及び臨時総会の2種類とする。

第19条（総会の構成）

総会は理事及び会員を以って構成する。

第20条（総会の権能）

総会の決議事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の改正
- (2) 事業報告の承認、並びに事業案の審議
- (3) 決算報告の承認、並びに予算案の審議
- (4) 役員承認
- (5) その他の必要な事項

第21条（総会の開催）

- (1) 通常総会は、毎年事業年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- (2) 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  1. 役員会が必要と認める時。
  2. 理事及び会員の5分の1以上から開催の請求があった時。

第22条（総会の招集）

- (1) 総会は会長が召集する。
- (2) 会長は第21条第2項第2号の場合には請求の日から30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- (3) 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示した書面により理事及び会員に通知しなければならない。

第23条（総会の議長）

総会の議長は、その会において出席した理事及び会員のうちから選任する。

第24条（総会の決議）

総会の決議は、総会に出席した理事及び会員の過半数の同意を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

## 第5章 役員会

第25条（役員会の構成）

- (1) 役員会は会長、副会長、幹事、理事長、事務局長、会計、委員長を以って構成する。
- (2) 顧問は役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。

第26条（役員会の権能）

役員会はこの会則に定めるものの他、次に掲げる事業を決定する。

- (1) 総会の決定した事項の執行に関する事項。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他総会の決議を必要としない業務の執行に関する事項。
- (4) 本会の運営に関する細則の制定及び改廃。

第27条（役員会の開催及び召集）

- (1) 役員会は会長が必要に応じて召集する。
- (2) 役員3名以上から会議の目的を示して開催の要求があった時、会長が召集しなければならない。

第28条（役員会の議長）

役員会の議長は、会長又は副会長がこれに当たる。

#### 第 29 条（役員会の決議）

役員会の決議は、出席した役員の過半数を持って決し、可否同数の時は議長の決するところによる。

#### 第 30 条（役員会の会合費）

役員会の会合には、会合費として相当額を受けることが出来る。

## 第 6 章 理 事 会

#### 第 31 条（理事会の構成）

- (1) 理事会は、地区内組合員より推薦された者及び上若組・下若組より推薦された者を以って構成する。
- (2) 役員は理事会に出席し、意見を述べる事が出来る。

#### 第 32 条（理事会）

- (1) 本会はその目的を達成するために必要な事項を調査し、研究し、審議し大凧揚げ祭りの企画・運営を行う。
- (2) 本会は会員相互の親睦を増進させる事業の企画・運営に当たる。
- (3) 本会の会員拡大に寄与する。

## 第 7 章 委 員 会

#### 第 33 条（委員会）

- (1) 本会はその目的を達成するために、必要な事項を調査し、研究し、審議し及び実施するために必要な委員会を設置することが出来る。
- (2) 委員会の運営については、会長が役員会の決議を得て別に定める。

## 第 8 章 経 理

#### 第 34 条（経 理）

- (1) 本会の経費は、会員の会費、補助金、寄付金その他の収入を持って当てる。
- (2) 経費を必要により臨時に徴収及び支出する場合は、役員会において決定する。
- (3) 本会の会計年度は、毎年 8 月 1 日に始まり翌年 7 月 31 日に終わる。

## 第 9 章 会則の変更及び解散

#### 第 35 条（会則の変更）

本会の会則は、総会において出席した理事及び会員の過半数の同意を得なければ変更することが出来ない。

## 第 10 章 権 利

#### 第 36 条（商標登録証の権利）

商標原簿に登録された「登録第 4934008 号」の権利は春日部市「庄和大凧文化

保存会」が有する

## 第 1 1 章 雑 則

### 第 37 条 (雑 則)

- (1) 本会則に定めのない事項に関して（総会決議事項を除く）は、役員会にて審議の上これを処理する。
- (2) 本会則の施行に関する細則は、役員会の決議を以って定める。

### (付 則)

本会則は、昭和 53 年 10 月 14 日より施行する。  
本会則は、昭和 54 年 12 月 19 日に一部改正する。  
本会則は、昭和 58 年 12 月 24 日に一部改正する。  
本会則は、平成 6 年 4 月 1 日に一部改正する。  
本会則は、平成 17 年 4 月 13 日に一部改正する。  
本会則は、平成 19 年 4 月 15 日に一部改正する。  
本会則は、平成 20 年 6 月 29 日に一部改正する。  
本会則は、平成 26 年 10 月 18 日に一部改正する。  
本会則は、令和元年 8 月 25 日に一部改正する。